

【参考資料】「業種」及び「常時使用する従業員の数」の基準について

1 「業種」について

業種については、日本産業分類の中分類（別添「産業分類及び業種区分一覧」）に基づき、事業内容がどこに分類されるかをご確認のうえ記入してください。

業種区分	常時使用する従業員数（※）
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下
うち宿泊業、娯楽業	20人以下

※複数の事業所（町外含む）を有する場合は、各事業所の従業員数を合計した人数

(1) 複数の業種を営んでいる場合は、次の基準で記載してください。

- ・「業種区分」が同じ業種である場合…利益や売上高などの最も大きい業種
- ・「業種区分」が異なる場合…「常時使用する従業員数」の上限が多い業種

例) 飲食店（5人以内）と宿泊業（20人以内）を営んでいる場合は、業種を宿泊業としてください。

(2) 製造業か卸売業・小売業かは、次の基準により判断します。

- ・製造して、事業者が卸している場合→製造業
- ・製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業
- ・製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合→小売業

2 「常時使用する従業員の数」について

この給付金の交付に関して中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に準じます。

（以下、FAQ「中小企業の定義について」（中小企業庁ホームページ）から引用）

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。具体的には参考をご参照ください。

よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

（参考）労働基準法（昭和22年法律第49号）

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

（引用ここまで）

別添 産業分類及び業種区分一覧

大分類	業種コード	中分類	業種区分
A 農業、林業	1	農業	製造業(20人)
	2	林業	
B 漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)	製造業(20人)
	4	水産養殖業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業(20人)
D 建設業	6	総合工事業	製造業(20人)
	7	職別工事業(設備工事業を除く)	
	8	設備工事業	
E 製造業	9	食料品製造業	製造業(20人)
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
	11	繊維工業	
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)	
	13	家具・装備品製造業	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	15	印刷・同関連業	
	16	化学工業	
	17	石油製品・石炭製品製造業	
	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
	19	ゴム製品製造業	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
	21	窯業・土石製品製造業	
	22	鉄鋼業	
	23	非鉄金属製造業	
	24	金属製品製造業	
	25	はん用機械器具製造業	
	26	生産用機械器具製造業	
	27	業務用機械器具製造業	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29	電気機械器具製造業		
30	情報通信機械器具製造業		
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	製造業(20人)
	34	ガス業	
	35	熱供給業	
	36	水道業	
G 情報通信業	37	通信業	製造業(20人)
	38	放送業	商・サ(5人)
		情報サービス業	
	39	391 ソフトウェア業、392 情報処理サービス業	製造業(20人)
		上記以外	商・サ(5人)
	40	インターネット附随サービス業	製造業(20人)
41	映像・音声・文字情報制作業	商・サ(5人)	
	411 映像情報制作・配給業、412 音声情報制作業、415 広告制作業、416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		
	上記以外		製造業(20人)
H 運輸業、郵便業	42	鉄道業	製造業(20人)
	43	道路旅客運送業	
	44	道路貨物運送業	
	45	水運業	
	46	航空運輸業	
	47	倉庫業	
	48	運輸に附帯するサービス業	
	49	郵便業(信書便事業を含む)	

大分類	業種コード	中分類	業種区分	
I 卸売業・小売業	50	各種商品卸売業	商・サ(5人)	
	51	繊維・衣類等卸売業		
	52	飲食品卸売業		
	53	建設材料、鉱物・金属材料等卸売業		
	54	機械器具卸売業		
	55	その他の卸売業		
	56	各種商品小売業		
	57	織物・衣類・身の回り小売業		
	58	飲食品小売業		
	59	機械器具小売業		
	60	その他の小売業		
J 金融業・保険業	61	無店舗小売業	製造業(20人)	
	62	銀行業		
	63	協同組織金融業		
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機構		
	65	金融商品取引業、商品先物取引業		
	66	補助的金融業等		
	67	保険業(保険媒体代理業、保険サービス業を含む)		
K 不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業	製造業(20人)	
	69	不動産賃貸業・管理業	商・サ(5人)	
		693 駐車場業		
		上記以外		製造業(20人)
70	物品賃貸業	商・サ(5人)		
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関	商・サ(5人)	
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)		
	73	広告業		
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)		
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業	宿・娯(20人)	
	76	飲食店	商・サ(5人)	
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業		
N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	商・サ(5人)	
	79	その他の生活関連サービス業	製造業(20人)	
		791 旅行業		
		上記以外		商・サ(5人)
80	娯楽業	宿・娯(20人)		
O 教育、学習支援業	81	学校教育	商・サ(5人)	
	82	その他の教育・学習支援業		
P 医療、福祉	83	医療業	商・サ(5人)	
	84	保健衛生(840を除く全て)		
	85	社会保険・社会福祉・介護事業		
Q 複合サービス事業	86	郵便局	商・サ(5人)	
	87	協同組合(他に分類されないもの)		
R サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業	商・サ(5人)	
	89	自動車整備業		
	90	機械等修理業(別掲を除く)		
	91	職業紹介・労働者派遣業		
	92	その他の事業サービス業		
	93	政治・経済・文化団体		対象外
	94	宗教		対象外
	95	その他のサービス業		商・サ(5人)
	96	外国公務		対象外
	97	国家公務		対象外
S 公務(他に分類されるものを除く)	98	地方公務	対象外	
	99	分類不能の産業	製造業(20人)	

業種区分の表示	
製造業・その他	製造業(20人)
商業サービス業	商・サ(5人)
うち宿泊業・娯楽業	宿・娯(20人)